

## 孺恋村農業委員会総会議事録(第5回)

- (1) 開催日時 令和5年11月10日(金)開会:午後1時27分 閉会:午後2時3分  
開催場所:孺恋村役場 二階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名 欠席委員1名)  
農業委員  
1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利  
7. 黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市  
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15. 下谷 忠 16. 黒岩 トシエ 17. 市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 3.黒岩 宗久
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案  
第1号議案 農地法関係許可取消願について  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第3号議案 農用地売買のあっせん申出について  
第4号議案 その他

### (6)会議の概要

事務局長 ただ今より孺恋村農業委員会総会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いいたします。

議長 どうも皆さん、こんにちは。雨が降って、この間まで相当暖かったんですけど、今から寒い時期になるようです。農作業等々は大分終わったと思うので、今日はあまり案件がないですが、これから農業委員会の方に申請等が出てくると思うので、その時は、現地確認等よろしくお願いします。それでは農業委員会を始めたいと思います。まず最初に、議事録署名人ですがけれども、7番号委員の黒岩富二委員、8番委員の丸山哲男委員にお願いいたしますがよろしくお願いします。それでは案件に入りたいと思いますけれども、1号議案と2号議案の1番、この2つが関連しておりまして、一括で審議させて頂きたいと思います。【第1号議案「農地法関係許可取消願について」】、【第2号議案1番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 【第1号議案「農地法関係許可取消願について」】、【第2号議案1番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議長 ありがとうございます。この案件は以前に申請してありましたが、その間にできなかったのも、その後農業委員さんが変わったという事で、再度県の方から審議して欲しいということがあった

案件でございます。こちら大前地区の案件ですので、大前地区の委員さん、意見はございますか。

12番委員 はい。先日、事務局と、農地利用最適化推進委員と私とで現地を確認いたしました。4条の取り下げについては、今度は当事者が変わるということで5条の申請が必要となっています。現地につきましては、既に耕作されていない、ちょっと緩やかな傾斜地で、隣接する農地もありませんし、実際4条で許可されている件となりますので、許可相当であると思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この件で、なにか皆さまからなにかご意見がありますか。ないようでしたら、採決をしたいと思います。【第1号議案「農地法関係許可取消願について」】と、【第2号議案1番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】の両方併せてお諮りいたします。許可相当と意見を付し知事へ進達したいがよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第1号議案「農地法関係許可取消願について」】と、【第2号議案1番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達することに決定いたします。続きまして、【第2号議案2番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】議題といたします。2番号につきまして、事務局より説明お願いいたします。

事務局 【第2号議案2番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議 長 ありがとうございます。こちらは大笹地区の案件ですけれども、大笹の委員さん、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

14番委員 はい。11月2日に地元の農業委員と、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認しました。場所はパノラマラインの中原十字路から田代方面に200mほど進んだ右側に位置する農地になります。既存の住宅の周りの耕作が行われていない農地を転用として倉庫を建設することとで特に問題は無いと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの、意見についてなにか皆さんの方から質問等ございますか。何も無いようでしたらお諮りしたいと思います。【第2号議案2番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達したいがよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長      ありがとうございます。挙手全員でありますので【第2号議案2番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達することに決定します。続きまして、【第2号議案3番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局      【第2号議案3番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議 長      ありがとうございます。皆さんのタブレットを開きますと、この地区の写真が見られるようになるんですけど、先ほどの大笹の地区等も見られるのですが、皆さん見られますか。なんとなく見られるようになりましたか。なかなか大変ですが、少しずつ覚えていただきたいと思います。この案件ですが、鎌原地区ですので鎌原の委員さんよろしくお願いします。

4番委員      11月7日に地元の農業委員2名、それから推進委員2名、それから事務局2名で現地を確認いたしました。場所は鎌原公民館から東方面へ、写真を見てもらってもわかると思いますが、50mの道沿いにあります。所有者が村外で、また高齢のため現に休耕している農地ですので、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長      はい、ありがとうございます。なにか質問等ございますか。無いようでしたら、この案件につきまして審議させていただきます。【第2号議案3番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】は許可許可相当と意見を付し知事へ進達したいがよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長      ありがとうございます。挙手全員でありますので【第2号議案3番号「農地法第5条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付し知事へ進達することに決定します。それでは、【第3号議案「農用地売買のあっせん申出について」】を議題とします。私が会長となってから、あっせんは初めてだと思います。あっせんとは、農振地区の農地を売り買いの場合、農業委員会のあっせんを受けると売り手側の所得税が20%免除となります。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局      【第3号議案「農用地売買のあっせん申出について」】1件朗読後説明

1. 大笹大平      1筆

議 長      ありがとうございます。この地区は大笹ですが、大笹の委員さんから意見ををお願いします。

14番委員 はい。11月2日に地元の農業委員と、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認しました。場所は、パノラマラインの大笹と田代の境にある大沢橋から北へ500mに位置する農振農用地内の農地になります。所有者は経営の縮小を考えているとのことで、特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらタブレットに地図と写真と載っていますので、確認出来るようでしたら確認をお願いします。それではあっせんの申出のあったこの案件を審議したいと思います。【第3号議案「農用地売買のあっせん申出について」】あっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございました。【第3号議案「農用地売買のあっせん申出について」】はあっせんを受けるということに決定します。あっせん委員の指名ですが、6番号委員の黒岩康利委員、14番号委員の佐藤梅仁委員、推進委員の小林貴子委員、土屋裕美委員でお願いしたいと思います。また後で事務局より大笹の委員さんへ連絡しますのでよろしくお願いします。次に、【第4号議案「その他」】について事務局よりお願いします。

事務局 【第3号議案「その他」】  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1件

議 長 こちらは報告だけとなりますのでよろしくお願いします。以上で、審議は終わりになります。その他で事務局よりお願いします。

事務局 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書、農業経営意向に関する調査について説明。

議 長 次回の農業委員会は12月11日(月)午前10時から大前活性化センターです。皆さまからなにかありますか。ないようでしたら、これで農業委員会を終わりにしたいと思います。ごくろうさまでした。

午後2時4分閉会